

# 研究所 月報 2023.7

## 特定受託事業者に係る取引の適正化

# フリーランスの保護

令和5年4月28日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が成立し、5月12日に公布されました。（施行は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

同法は、エンジニアや配達員など組織に属さず個人（あるいは他に役員・従業員がいない個人会社）で働くフリーランスを保護するもので、フリーランスに業務委託をする事業者に対し、取引条件の明示、原則として給付受領日から60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等を義務付けるものとなります。

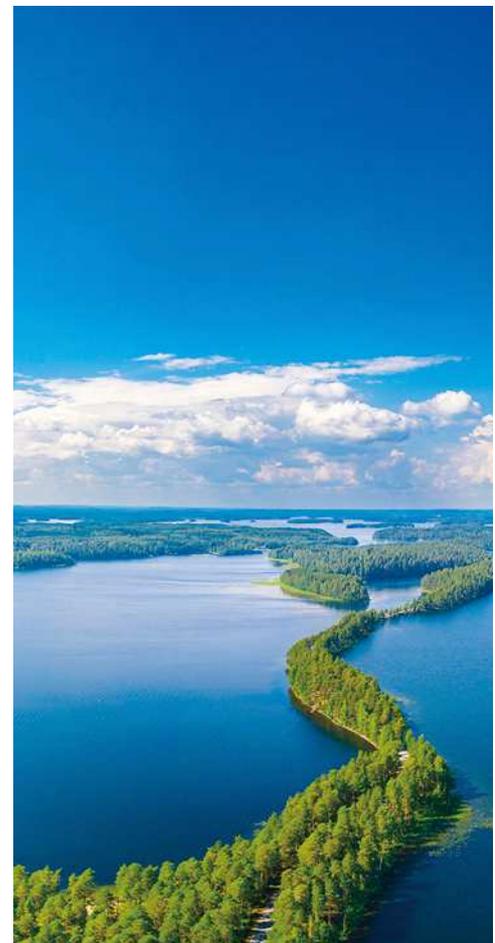
フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要は、以下のとおりです。

### ■取引の適正化

- (1) フリーランスに業務委託をした場合、直ちにフリーランスの給付内容・報酬の額・支払期日等を書面又は電磁的方法により明示しなければならない
- (2) フリーランスからの給付受領日から60日以内の報酬支払期日を設定し支払わなければならない（再委託の場合元委託支払期日から30日以内）
- (3) フリーランス側の帰責性なく受領拒否・報酬減額・返品すること、著しく低い報酬の額を不当に定めること、正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること、自己のために金銭役務その他の経済上の利益を提供させること、フリーランス側の帰責性なく内容変更・やり直しさせることはしてはならない

### ■フリーランスの就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽表示・誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない
- (2) フリーランスの申出に応じて、フリーランスが育児介護等と両立して継続的業務委託（政令で定める期間以上のもの）に係る業務を行えるよう必要な配慮をしなければならない
- (3) フリーランスに対するセクハラ・パワハラ等への相談対応等に必要な体制整備等の措置を講じなければならない
- (4) フリーランスへの継続的業務委託を中途解除・更新拒絶する場合は、原則として30日前までに予告しなければならない



# 企業の不正の目撃率「労務管理上の不正」が最多に

従業員の不正や不祥事をめぐる報道が後を絶たず、中には企業に深刻な損害を与えるケースも見られます。

パーソル総合研究所は、企業の不正・不祥事の実態やその要因、防止・改善施策のあり方などを明らかにすることで、企業のリスク管理や危機管理対策、コンプライアンス施策などに参考になる情報を提供することを目的に、全国の就業者を対象に実施した「企業の不正・不祥事に関する定量調査」を実施し、その結果を発表しました。

■調査時期：2023年1月30日から2月3日

■調査手法：調査会社モニターを用いたインターネット定量調査

■調査対象者：全国の就業者 20～69歳の男女 46,465人

## 【実態】

不正に関与・目撃した就業者にその内容を確認したところ、労務管理上の関与・目撃率がもっとも高い結果に。

雇用形態別の関与・目撃率を見ると、「嘱託社員」がもっとも高く、「正社員」が続いている。

職位別では、「部長相当」がもっとも高く、「係長相当」「課長相当」が続いている。

## 【要因】

不正発生リスクを高める要因を分析すると、長時間労働や不明確な目標設定、成果主義・競争的な風土などが不正発生のリスクを高めていた。

## 【防止・改善策】

人事管理における「目標の透明性（目標設定時の上司との話し合い、個人目標が組織目標と関連付けられているかなど）」「従業員主体の異動（会社都合の異動・転勤の少なさ、社内公募制度の活用など）」や「人材の多様性（女性社員や女性管理職の多さ、外国籍社員の多さなど）」が、主たる不正発生要因（「属人思考」「不明確な目標設定」「成果主義・競争風土」）に対してマイナスの影響を与えている（不正発生のリスクを下げる）。

対策としては目標管理の適正化やキャリア形成の整備によって、組織全体の不正風土の改善を図ること。また、一方通行的な説明だけでなく、議論やワークショップ、サーベイなど、従業員側の「意見の吸い上げ」を重視したコンプライアンス対策が重要である。

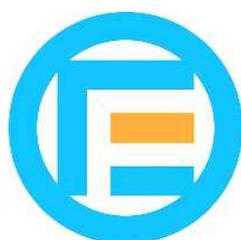
## ひらたコラム

おふねに乗って、魚釣りをしてきました。

苦戦しながらも、さわら、やず、こちなどを拝むことができ、いつも坊主に終わりがちな私も魚釣りらしい雰囲気を楽しめて満足。

大海原に魚はたくさんいるはずなのに、何度針を落としても何の手ごたえもないのはなぜ？ まるでお風呂で釣りをしているかのようなときを過ごし、飽きて「釣れとるかいの？」と漁港にいがちな人のようになりながら、人が釣ると「やっぱりいるんだあ…」と、針を落としてみましたがやはり手ごたえはなし。

釣りは我慢強く物事に取り組める人が向いているのだという、至極当たり前のことを再確認し、美味しく魚をいただいた初夏のとある日。



発行／2023年6月30日 第134号  
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか  
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201  
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544  
Mail info@tairaken95.com  
URL http://tairaken95.com

